

○筑西市地域おこし協力隊設置要綱

平成28年5月25日市告示第104号

改正

平成28年9月13日市告示第163号

令和2年6月1日市告示第141号

令和3年9月17日市告示第178号

令和4年3月31日市告示第79号

筑西市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化が進行する本市において、市外から人材を誘致することにより地域力の維持及び強化並びに当該人材の定住化の促進（以下「地域おこし」という。）を図るため、筑西市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

(協力隊の活動内容)

第2条 協力隊は、地域おこしを達成するため、次に掲げる活動（以下「地域おこし活動」という。）を行う。

- (1) まちづくり及びコミュニティ活動に対する支援
- (2) 地域社会の維持活性化に対する支援
- (3) 地域資源の発掘及び振興に係る活動
- (4) 地域の情報発信に係る活動
- (5) 市外居住者の本市への移住及び定住のための支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか地域おこしに関し必要と認める活動

(協力隊員の委嘱等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、相当と認めるものに協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）を委嘱する。この場合において、市は、協力隊員と雇用契約を締結しないものとする。

- (1) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。）及び指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する市をいう。）のうち国が定める特別交付税措置に係る地域要件確認表に規定する地域等に居住する者で、協力隊員の委嘱により本市の住民基本台帳に記録す

る意思のある者

(2) 他の地方公共団体において地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）の規定による地域おこし協力隊と同様の趣旨により置かれる職等にある者（この号において「他市等隊員」という。）として2年以上活動したもののうち、当該他市等隊員の解嘱の日から1年以内で、かつ、協力隊員の委嘱を受けることにより本市の住民基本台帳に記録する意思のあるもの

2 協力隊員の委嘱期間は、1年とし、当該委嘱に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において委嘱のあった協力隊員の委嘱期間は、当該委嘱のあった日から当該年度の3月末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、協力隊員の再委嘱を妨げない。この場合において、当該協力隊員の委嘱期間の合計は、3年を超えないものとする。

4 協力隊員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般隊員（次号に掲げる学生隊員以外の協力隊員をいう。以下同じ。）

(2) 学生隊員（大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上の者に限る。）又は専修学校に在籍している者（休学中の者を除く。）であって、地域おこし活動を1か月当たりおおむね8日程度行うことができるものをいう。以下同じ。）

（協力隊員の報償等）

第4条 協力隊員の報償費は、次の各号に掲げる協力隊員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 一般隊員 月額233,000円

(2) 学生隊員 月額93,200円

2 協力隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、就業等を行うことができるものとする。

（地域おこし活動の報告等）

第5条 協力隊員は、地域おこし活動の内容について地域おこし協力隊活動日誌（様式第1号）及び地域おこし協力隊活動報告書（様式第2号）を作成し、当該地域おこし活動を行った日の属する月の翌月の5日までに市長に提出しなければならない。

（協力隊員に対する支援等）

第6条 市長は、協力隊員に対し、次の支援を行うものとする。

(1) 協力隊員の地域における日常生活及び地域社会への速やかな定着に必要な支援

(2) 協力隊員の地域おこし活動に必要な支援

- 2 市長は、前項の支援について、市予算の範囲内において必要な経費を支出することができるものとする。
- 3 市長は、協力隊員の地域おこし活動について必要と認めるときは、指導及び助言を行うことができる。

(委嘱の取消し)

第7条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 協力隊員から委嘱の取消しの申出があったとき。
 - (2) 心身の故障のため地域おこし活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) この要綱及びこの要綱による市長の指示に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか協力隊員として不適当と認める行為があったとき。
- 2 前項の場合において、協力隊員の任期の中途において委嘱を取り消す場合の報償費の支出等については、当該協力隊員の地域おこし活動の状況に応じ、市長がその都度定める。

(守秘義務)

第8条 協力隊員は、地域おこし活動等により知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年市告示第163号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年市告示第141号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日市告示第178号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日市告示第79号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

地域おこし協力隊活動報告書

筑西市長 様

協力隊員名

印

（ 年 月分）

1 実施した活動の概要・状況（地域活動・地域住民との交流等）
2 翌月の活動予定
3 その他

（注） 翌月5日までに提出すること。